

(仮称) 海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務仕様書

1 業務名

こ委第16号 (仮称) 海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務

2 業務の目的

本業務は、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を改修し、子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場とともに、子育て支援の拠点としての役割を持つ「安心して過ごせる親子の居場所」となる(仮称)海津市こども未来館(以下「こども未来館」という。)を設置するにあたり、こども未来館に備えるべき機能など、設計の前提となる整備方針や諸条件を整理した(仮称)海津市こども未来館基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、これに基づいた施設改修、設備の整備等の各工事の基本設計及び実施設計を一体的に行うものである。

3 計画施設の概要

- (1) 施設名 (仮称) 海津市こども未来館 (現 やすらぎ会館)
- (2) 住 所 海津市平田町仏師川483
- (3) 延べ面積 (対象面積) 2203.05㎡
- (4) 主要構造 鉄筋コンクリート2階建て
- (5) 竣工年 平成7年
- (6) 用途地域 未指定、建ぺい率60%、容積率200%
- (7) 工事種類 改修
- (8) 改修工事費(予定額) 250,000千円~400,000千円
(消費税及び地方消費税含む)

4 計画施設の範囲

施設改修を行う範囲は、別紙図面のとおりに

5 業務期間

契約締結の日から令和5年5月31日まで

6 委託上限額

予算額(上限額) 22,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本市が策定した他の計画との整合性を考慮すること。

- (3) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、自らの組織の中から監理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (7) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない

8 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 業務実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務実施体制及び組織計画（監理技術者、担当者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また、協力事業所がある場合は、協力事業所の概要、担当者名簿及び経歴、業務分担表を含む。）
 - オ 業務フローチャート
 - カ 打ち合わせ計画
 - キ 成果物の内容、部数
 - ク 連絡体制
 - ケ その他発注者が必要とする事項
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得ること。

9 監理技術者及び担当者

- (1) 監理技術者は、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者とする。
- (2) 本業務の監理技術者は、参加申込の提出時に添付する監理技術者の経歴書（任意様式）に記載された配置予定の監理技術者と同じでなければならない。
- (3) 配置する担当者には、建築基準法・消防法等関係法令の規定に対する判断が必要となるため、技術者（一級建築士）を含めることとし、原則、変更は認めない。
ただし、病休、死亡、退職等や止むを得ない事由が生じた場合は、市の承諾の上、同等以上の担当者と変更することができるものとする。

10 業務内容

- (1) 基本計画の策定
少子化や核家族化の進行、市民のライフスタイルや価値観の変化など、未来に予想される社会状況の変化の中で、こども未来館の実現による新たな活気と

賑わいの創出、とりわけ、子育て世代における市民生活の利便性向上を図るため、こども未来館に求められる設備や機能について、次のア～エに示す内容を盛り込み基本計画を策定する。

基本計画を策定する上では、海津市総合計画後期基本計画、海津市子ども・子育て支援事業計画及び海津市公共施設等総合管理計画を踏まえるとともに、子育て家庭をとりまく現状と課題について整理し、施設の設備や機能の在り方について計画に位置付ける。

ア 設備・機能、企画の内容

下表に示す設備・機能、企画は必須とし、他に必要と思われるものがあれば提案を行うこと。

設備・機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊戯場（対象：乳幼児～小学6年生まで） 乳幼児から小学6年生までの子どもが安心・安全に楽しむことができるよう、発育・発達状況に応じた遊具を設置し、年齢層ごとにゾーニングを行うこと。 （例：ベビーエリア、ロールプレイエリア、アクティブエリア） ● こども図書館（幼児～小学生以下、蔵書数3万冊程度） 子どもたちが、たくさんの本とふれ合い、読書に親しむ機会を提供するため、こども図書館を設置する。 常時閲覧可能な図書は、全3万冊のうち2万冊程度とし、書架等の配置方法を検討し、残りの1万冊の保管スペースも確保すること。 ● 交流スペース 下記に記載のイベントを行うため交流スペースを設置する。 ● ワーキングスペース（Wi-Fi環境整備） 子どものデジタル学習や保護者のテレワーク等にも対応したワーキングスペースを設置する。 ● カフェスペース（自販機設置程度） 利用者の休憩場所として、飲食が可能なカフェスペースを設置する。 ● 授乳室、おむつ替え室
上記設備・機能を活用した企画	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント・体験学習（以下「イベント等」という。） 子どもの年齢層に応じたイベント等や、親子参加型のイベント等、保護者向けのイベントの実施に関する企画。 ● 認定こども園等との連携 隣接する今尾コスモスこども園をはじめ、市内の認定こども園や子育て支援センターとの連携に関する企画。 ● 協働による事業運営 NPO法人等各種団体と連携した事業運営に関する企画。

イ 管理・運営体制

民間活力を活用した持続可能な管理・運営体制について、その手法や必要となるコストについて調査し、報告すること。

ウ 事業推進スケジュール

上記ア、イの業務を行う中で、基本計画策定から開館までの施設整備や運営に係る課題の洗い出しや事業スケジュールを立てること。

エ その他

基本計画を作成する上で、必要となる情報等の収集については次の方法により行うこと。

(ア) 他の自治体における子どもの遊び場に関する事例調査

他の自治体における子どもの遊び場に関し、整備に至った背景や利用実態、整備手法、整備費・運営費等を調査し、本業務の参考とすること。

(イ) 市民ワークショップ等の開催

子育て世代の保護者等が参加するワークショップの開催（2回程度）やアンケート調査を実施し、こども未来館に求められる機能やサービスについて、ニーズを聴取する。なお、ワークショップについては、親子で参加できるイベント型ワークショップを企画するなど、開催方法を工夫し実施すること。また、市内の子育て関連団体との意見交換会を実施し、子育て支援事業の実施に係る意見等の聴取を行うこと。

(1) 基本設計及び実施設計の実施

ア 業務仕様

基本設計及び実施設計における業務仕様については、国土交通省告示第98号「別添一設計に関する標準業務」（以下「設計に関する標準業務」という。）に示された業務内容に基づき設計を行うこと。

イ 設計・積算における適用基準

業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう本業務を遂行しなければならない。本業務は、建築基準法その他関係法令及びこれらに基づく条例等の規定など、下記基準によるものとする。

また、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定若しくは監修する基準等を適用するものとし、業務期間における最新版を採用する。

(ア) 設計

建築物解体工事共通仕様書・同解説	(最新版)
建築工事設計図書作成基準	(最新版)
建築設備工事設計図書作成基準	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(最新版)
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(最新版)
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(最新版)

- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- (イ) 積算
 - 公共建築工事積算基準（最新版）
 - 公共建築工事標準歩掛り（最新版）
 - 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）（最新版）
 - 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）（最新版）
 - 公共建築数量積算基準（最新版）
 - 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- (ウ) 積算参考
 - 建築設備数量積算基準・同解説（最新版）
 - 公共建築工事内訳書標準書式（最新版）
 - 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説（最新版）
 - 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
 - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

ウ 基本設計の内容

基本計画を踏まえ設計に関する標準業務に従い基本設計を行うこととし、概算事業費の算出については次のとおりとする。

(ア) 概算事業費

次の項目の概算事業費の算出を行う。

a イニシャルコスト

本体改修工事（内装工事、電気・機械設備工事、エレベーター取替工事、遊具導入費等）、附帯工事等の概算事業費の算出を行う。

電気・機械設備については、継続利用の可否を判断のうえ本体改修工事費に盛り込むこと。

館内に併設する平田支所、海津市社会福祉協議会及び海津市シルバー人材センターについて、本体改修工事費に盛り込むこととし、配置する場所については、別紙図面のとおりとする。

改修工事に係る全体の事業費については、250,000千円～400,000千円（消費税及び地方消費税含む）の範囲に収めること。

b ランニングコスト

施設の運営費や維持管理費、設備機器の更新費、イベント等の企画費、その他想定される費用について概算費用の算出を行い、項目ごとに整理し報告すること。

なお、平田支所、海津市社会福祉協議会及び海津市シルバー人材センターに係る費用は除外する。

エ 実施設計の内容

基本計画、基本設計を踏まえ、設計に関する標準業務に従い改修工事、設備導入費の実施設計を行う。

また、平田支所、海津市社会福祉協議会及び海津市シルバー人材センターの改修費についても実施設計に含めること。

(1) その他

ア 各種会議等への協力

- (ア) 受託者は、発注者の求めに応じ、各種会議における説明及び資料の作成について協力を行うこと。
- (イ) 上記会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うこと。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けること。

1 1 打ち合わせ及び議事録

業務を適性かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は定期的に打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

1 2 成果品、提出部数

本業務に係る成果品及び必要部数は以下のとおりとする。なお、本成果品の著作権は発注者が保有するものとする。

成果品等		サイズ	数量	摘要
基本計画	① こども未来館基本計画書（製本）	A 4	50	両面印刷
	② こども未来館基本計画書概要版（製本）	A 4	50	両面印刷
	③ 基本計画策定業務成果品及び作成資料等	A 3	1	
	④ 各種打合せ記録簿、資料等	A 4	1	
	⑤ 上記電子データ（CD-R 等の電子媒体）		2	
基本設計	① こども未来館基本設計図書 設計説明・各種技術資料含む	A 4	3	
	② 透視図（内観パース 3面）	A 4	3	
	③ 概算工事費	A 4	1	
	④ 各種打合せ記録簿、資料等	A 4	1	
	⑤ 上記電子データ（CD-R 等の電子媒体）		1	

実施設計	① 設計図（製本）	A 2	2	
	//	A 3	3	
	② 設計図（紙）	A 2	3	
	//	A 3	3	
	③ 透視図（内観パース 3面）	A 3	3	
	④ 工事費内訳書	A 4	1	
	⑤ 積算数量調書	A 4	1	
	⑥ 概略工事工程表	A 4	1	
その他	⑦ 各種打合せ記録簿、各種技術資料等 上記電子データ（CD-R 等の電子媒体）	A 4	1	
	① 業務着手届、業務完了届関係資料	A 4	1	

(注)

- ① 製本は原則として、縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りとする。
- ② 成果物は、できる限り、Word、Excel等の汎用パソコン用ソフトウェアを使用し、オリジナルデータ形式にて提出すること。やむを得ず、特殊なデータとなる場合は、PDFに変換したデータも併せて提出すること。
- ③ 図面CADデータは、JWW形式でない場合は、オリジナルデータとともに、JWW形式に変換したデータも併せて提出すること。
- ④ 電子データは、CD-Rにて提出すること。

1.3 引渡前における成果品の使用等

発注者は、受託者に通知することで、受託期間途中においても成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

1.4 成果物の帰属

業務による成果品及び発生する権利等の副産物は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

1.5 完了検査

業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

1.6 契約金額の支払い

本契約は、（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計業務完了後の検査が合格したときに、請求をすることができる。ただし、本契約は2か年事業であるため、初年度においては、本契約に係る既済部分に対し、請求をすることができる。

1 7 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるものとする。

1 8 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合においては、本市の情報の取扱いに関する特記仕様書に定める事項を遵守し、適正な管理に努めること。

1 9 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、海津市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、業務委託終了後も同様とする。

2 0 疑義の協議

本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と受注業者と協議の上、業務を遂行すること。